

数値目標一覧

基本目標	項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(H33)	目標値 2026(H38)	担当室
I 男参の 女参確 共意立 同識	男女の固定的な役割分担に同感しないという市民の割合	76.1%	81%	84%	人権・男女共同参画推進室
	男女共同参画講座等学習機会の提供回数【延べ値】	—	80回	160回	人権・男女共同参画推進室
	名張男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体数	20団体	25団体	30団体	人権・男女共同参画推進室
	「男女共同参画都市宣言・条例」の認知度	宣言:13.2% 条例:19.9%	宣言:20% 条例:30%	宣言:26% 条例:40%	人権・男女共同参画推進室
II あ男 ら女 ゆ共 る同 分參 野に のお 推進 る	「女性活躍推進法」の認知度	—	30%	40%	人権・男女共同参画推進室
	市における女性の管理職の割合（全体／一般行政職）	全体:27.7% 一般:18.1%	全体:35% 一般:32%	全体:40% 一般:35%	人事研修室
	市における管理職になりたいと考える女性職員の割合	—	40%※	2020(平成32) 年度に設定	人事研修室
	審議会等の女性委員の割合	25.7%	37%	45%	行政改革推進室
	女性委員のいない審議会等数	13	0	0	行政改革推進室
	小中学校における女性校長の割合	10.5%	増加させる	増加させる	学校教育室
	小中学校における女性教頭の割合	21%	増加させる	増加させる	学校教育室
	「ポジティブ・アクション」の認知度	10.7%	20%	30%	人権・男女共同参画推進室
	男女共同参画推進員のいる地域づくり組織の数	0	15地域	15地域	人権・男女共同参画推進室
	働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合（女性）	27.7%	31%	33%	商工経済室
	農業委員定数に占める女性農業委員の割合	13.8%	16%	20%	農業委員会
	認定農業者における女性農業者数	3人	4人	5人	農林資源室
	人材育成や専門的な知識・能力を身につける研修会・セミナーの開催など、就業や雇用を促進する取組が進んでいる感じる市民の割合（女性）	26.7%	29%	30%	商工経済室
	防災訓練を実施した地区数【延べ値】	1,254	2,444	3,294	危機管理室
	防災講習会の年間開催回数	25回	28回	30回	危機管理室
	女性消防団員定数の充足率	70%	85%	100%	消防総務室
III 家活動 生の活 と立 社支援	市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率	54.5%	100%※	2020(平成32) 年度に設定	人事研修室
	市の男性職員の育児休業取得者数【延べ値】	1人	3人	5人	人事研修室
	市の職員1人当たりの年間時間外勤務時間数	248時間	200時間※	2020(平成32) 年度に設定	人事研修室
	市の職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数	10.5日	15日※	2020(平成32) 年度に設定	人事研修室
	働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合	27.4%	31%	33%	商工経済室
	待機児童数	27人	0	0	保育幼稚園室
	市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口などの子育て支援施策に満足しているとした市民の割合	52.7%	63.5%	65%	保育幼稚園室
	生活保護を受けている割合（保護率）	0.75%	0.7%	0.65%	生活支援室
	有償ボランティアなどによる住民同士の支え合い組織を整備した地域づくり組織の数	6地域	15地域	15地域	医療福祉総務室
	「男女共同参画センター」の認知度	29.6%	60%	100%	人権・男女共同参画推進室
IV す 環 が境 て尊 の重 く人 さり のれ 入る	「DV防止法」の認知度	71.2%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
	セクハラ防止対策をしている事業所の割合	73.1%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の認知度	3.2%	10%	20%	人権・男女共同参画推進室
	健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合	80.3%	84%	85%	健康・子育て支援室
	朝食を毎日食べる小中学生の割合	小:85.3% 中:85.3%	小:97% 中:97%	2020(平成32) 年度に設定	学校教育室

(備考)

- ◎は新規項目(19項目)。
- は市総合計画「新・理想郷プラン」第1次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定した目標値。
- 中間目標値のうち、※は名張市特定事業主行動計画に基づく数値目標のため、目標年度は2020(平成32)年度。

第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ（概要版） 2017（平成29）年3月策定
名張市地域環境部人権・男女共同参画推進室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
TEL：0595-63-7559 FAX：0595-63-4677 E-mail：kyodo@city.nabari.mie.jp



第2次名張市男女共同参画基本計画

ベルフラワーⅡ（概要版）



1. 計画策定の趣旨

名張市では、「名張市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、2007（平成19）年3月に「名張市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。

計画策定から10年が経過した中で、政策や方針を決定する過程への女性の参画や、家事・子育て・介護などへの男性の参画は十分進んでいない状況にあります。また、性別による差別的な扱いやワーク・ライフ・バランス※1の推進など、男女共同参画社会を実現するためには、まだ多くの課題が残されています。

こうした課題やこれまでの成果を踏まえ、人口減少や貧困など新たな課題を視野に入れ、性別にかかわりなく市民一人ひとりが自分らしく幸せに暮らしていくための指針として、「第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」を策定します。

3. 計画の位置付け・重点項目

本計画は、名張市総合計画『新・理想郷プラン』の分野別計画として、また、女性活躍推進法※2に定める市町村推進計画及び配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画として位置付けます。また、国の男女共同参画施策の方向や本市の現状と課題を踏まえ、次の4つの事項を重点項目として位置付け、具体的な取組を進めます。

(1) 意識啓発のさらなる推進とワーク・ライフ・バランスの実現

男女共同参画意識の確立のため、これまで取り組んできた意識啓発をさらに推進するとともに、働き方の見直しや男性の家事・子育て・介護への参画促進など、暮らしの中でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。

(2) 事業所、地域、行政分野における女性の活躍推進

政策や方針を決定する過程への女性の参画など、女性の活躍を推進する取組を進めるため、事業所や地域への働きかけを進めます。行政分野においては、女性活躍推進法に基づき本市が策定した名張市特定事業主行動計画に沿った取組を進めます。

(3) 防災における男女共同参画

防災における女性の参画拡大や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。

(4) すべての人の人権尊重

性別にかかわりなくすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、性的マイノリティ※3についての理解の促進や、性別による差別的な扱いの根絶に向けた取組を進めます。

2. 計画の期間

本計画の期間は、市総合計画『新・理想郷プラン』や、国の男女共同参画基本計画などとの整合を図り、2017（平成29）年度を初年度とし、2026（平成38）年度を目標年度とします。

なお、計画の中間年である2021（平成33）年度に計画の見直しを行います。

4. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画を推進するため、市民・地域・事業者・市民活動団体などと行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働した取組を進めます。

また、名張市男女共同参画センター事業の充実により、市民に開かれた拠点施設として、多様な主体との連携・協働で取り組む体制を整えます。

(2) 計画の進行管理

本計画では、具体的な施策の評価分析と数値目標の達成状況を把握した上で、名張市男女共同参画推進審議会で評価を受け、関係室へのフォローアップとともに市民に公表することにより、実効性のある施策の推進に努めます。

※1 ワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などでも多様な生き方が選択・実現できること。

※2 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できるよう、2016（平成28）年4月から、301人以上の労働者を常時雇用する事業所と、事業主としての国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ「行動計画」の策定と公表を義務づけています。

※3 性的マイノリティ（性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう）

同性愛者、両性愛者および無性愛者である者並びに性同一性障害を含めた性別違和がある者をいう。（渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第1章（7）より引用）

なお、「性的マイノリティ」という言葉は、「LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）」と同義で用いられることもあります。

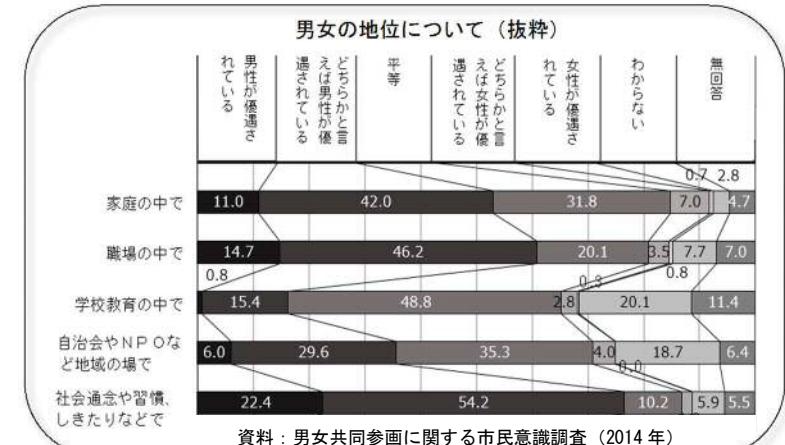
5. 計画の基本目標・重点課題・施策の方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

現状と課題

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担意識に同感しない」という市民の割合が70%を超えており、一方で、男女の地位については、「男性が優遇されている」と答えた人の割合が男女とも高くなっています。性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることがわかります。

男女共同参画社会の実現のために、市民、教育現場、事業者、地域、行政が一体となって、男女共同参画の意識づくりの取組を積極的に進めしていく必要があります。



重点課題・施策の方向

①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1	家庭・地域における男女共同参画の意識づくり
	2	働く場における男女共同参画の意識づくり
②あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調	3	子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成
	4	家庭・地域における教育、学習の推進
	5	国際的協調の推進

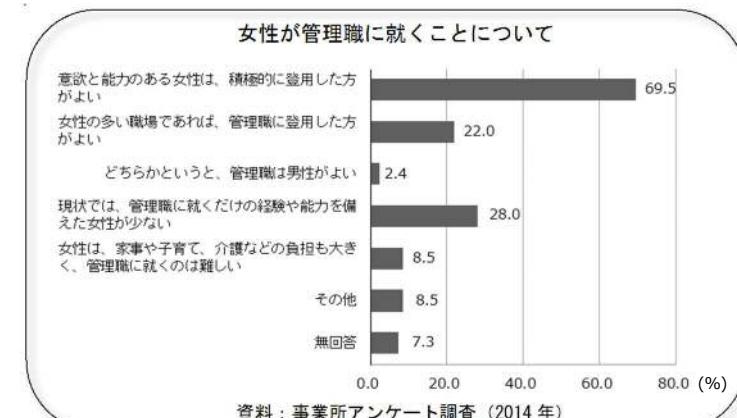
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

共働きの増加などにより、働く女性は増える傾向にありますが、第1子出産を機に、約6割の女性が離職するなど、女性の労働率が子育て期にあたる30歳代で低下する状況（労働率のM字カーブ問題）は、いまだ解消されていません。

行政分野での政策や方針決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、民間事業者に向けて、女性の管理職への参画拡大や人材育成のための支援をする必要があります。

また、市民が主体となって活動している地域づくり組織での女性の活躍に対する支援や、自助・共助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を図る必要があります。



重点課題・施策の方向

③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	7	審議会などにおける積極的な女性の登用
	8	事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進
④地域における男女共同参画の推進	9	地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	10	人材育成のための講座などの実施
⑤働く場における男女共同参画の推進	11	雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
	12	農林業、商業などの自営業者への支援
	13	女性の就労・能力開発のための支援
⑥防災における男女共同参画の推進	14	防災における女性の参画拡大
	15	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

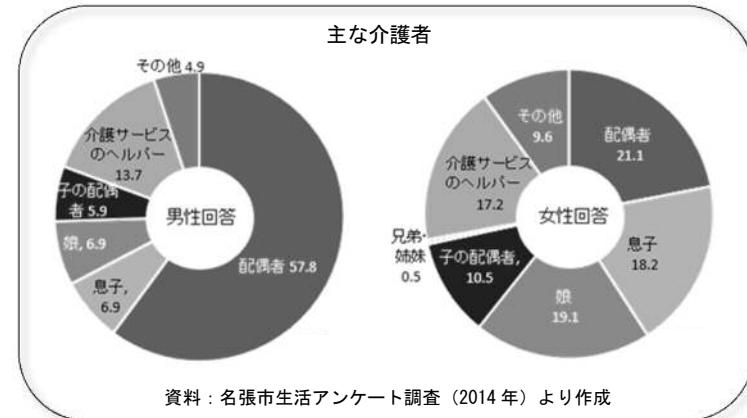
基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

現状と課題

少子高齢化の進行により、家事・子育てとともに、今後は、介護などへの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家事・子育て・介護など、家庭での共同参画を進めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境を整えていく必要があります。

また、高齢、障害、ひとり親など、様々な困難を抱えた人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう取組を進めていく必要があります。



重点課題・施策の方向

⑦ワーク・ライフ・バランスの推進	16	男性の積極的な家事・育児・介護への参加
	17	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実
	19	地域で子どもを育てる環境づくり
⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	20	ひとり親家庭などに対する支援の充実
	21	高齢者や障害者が安心して暮らせる支援の充実

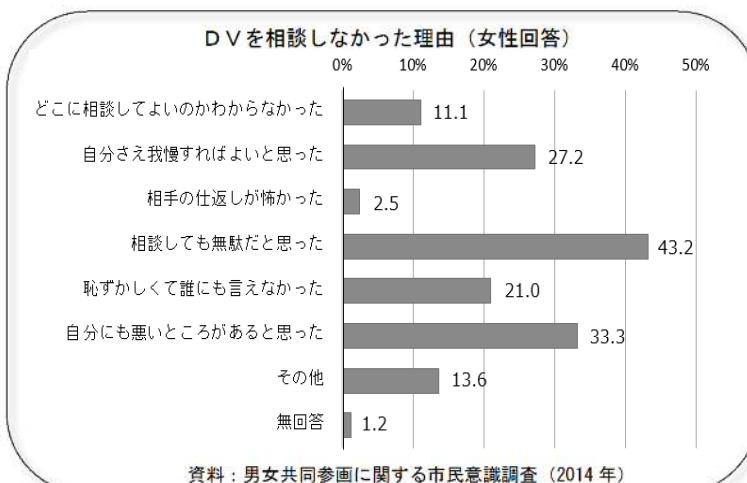
基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり

現状と課題

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。あらゆる暴力や性別による差別的な扱いは、許されるものではありません。根絶に向けた取組を進める必要があります。

なかでも、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、関係機関の連携による被害者救済、自立に向けた支援が必要です。

また、性的マイノリティとされる人たちへの理解の促進と、ライフステージと性差に応じた健常支援の推進が必要です。



重点課題・施策の方向

⑩男女の人権尊重	22	性別に左右されない人権尊重の意識づくり
	23	メディアなどにおける人権尊重
⑪あらゆる暴力の根絶	24	権利侵害についての相談体制の充実
	25	DV防止対策及び被害者支援の充実
⑫生涯にわたる健康の確保	26	セクシュアルハラスメントなどの防止
	27	生涯にわたる健康の保持促進
	28	性差に応じた健康支援の推進

施策の方向のうち、★は、女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置づける項目
施策の方向のうち、◆は、配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置づける項目

